

# まちづくり検討委員会 第3部会

## 1. 委員の紹介

部会長  
小林昭裕



委員  
石川哲憲



委員  
杉山 操



委員  
清原三枝子



委員  
杉山吉昭



委員  
杉田吉弘



委員  
竹本泰之



(五十音順/敬称略)

## 2. 開催経過

	開催日
第1回	平成13年 9月11日
第2回	平成13年11月 6日
第3回	平成13年12月17日
第4回	平成14年 2月26日
第5回	平成14年 3月19日
第6回	平成14年 5月24日
第7回	平成14年 8月 7日
第8回	平成14年10月24日
第9回	平成14年12月18日
第10回	平成15年 2月 5日
第11回	平成15年 3月19日

委員会の様子(第1回 平成13年9月11日)



### 3. 緑の基本計画策定に参加して

(五十音順/敬称略)

部会長 小林昭裕

平成13年9月から、11回に及び委員会を重ねてまいりました。各委員からは、みどりづくりへの想いに溢れたご意見を頂戴し、市民生活の視点から、「緑の基本計画」づくりに対し、真摯にかつ熱心にご議論いただいたことに深く感謝申し上げます。

今回、委員の方々の選考にあたって、市民の意見や視点を計画に反映させることにより、計画内容の充実と、円滑な施策の展開をはかることが狙いの一つであったと伺っております。その点で、会議の進行にあたって、市民主導の委員会運営を念頭に、事前に各委員に検討会の資料を送付させていただき、内容に疑問があれば、会議の場や事前にも発言の機会を設けたほか、頂戴した意見がどのように対処・対応されたのかを、お伝えできるようつとめてまいりました。なかには行き届かなかった点もあり、この場を借りてお詫びし、ご容赦願いたいと思います。

検討会の概略を整理しますと、初回、策定作業の弾力的運用、現況の確認、自らの夢や将来像の提起が議案として提案されました。第2回では、基本方針策定での市民参加の意義や、人と緑とのかかわりが論議され、日常生活の視点から具体的施策につながる提案がなされました。第3回では、各委員が描く将来像を写真や図を用いて示され、生活スタイル、四季の変化、緑への啓蒙、緑と人との望ましい関わりについて、相互の認識を深め、将来像の明確化がはかられました。第4回では、緑づくりへの人々の関心や、緑地管理における市民参加、植栽デザインの改善が提起されました。第5回では田園都市の姿、基本理念に取り組むべき表現として、人と緑との共生の扱いの強調、緑のつくり方〔技術、文化、教育〕の重要性、緑を媒介としたコミュニティの活性化などの要望が出されました。第6回では、現地視察を踏まえ、緑づくりの問題点や改善点が具体的に論議されました。第7回では、都市計画マスタープランでの議論の内容との関連性の確認がされました。第8回では緑地の保全や緑化推進のための施策の具体的論議を、第9回では緑化に係わる制度の確認や緑化重点地区における課題を明確にし、第10回では、市民参加の視点から、公園緑地の管理について検討を行いました。内容的には、地域に根ざした視点、子育ての視点、さらには、文化・人間教育という視点から、数多くの示唆を頂くなど、市民の関心の高い分野に意見が集中し、市民の目線で議論がすすめられたことで、かえって、行政の目線(広域的、制度的、公平的)と統合することで、計画策定に良好な相補関係が生み出されたといえます。今後は、本計画の実現に向け、「草莽崛起」の精神(幕末の動乱期、吉田松陰が、改革の実現手法の指針として示した、志のある市民が広く立ち上がること)をベースとした展開がはかれるよう、市民を始め関係各位の一層の奮起を祈願申し上げます。

末筆ですが、非力な部会長を支えて頂いた関係各位に厚く御礼申し上げます。

委員 石川哲憲

この委員会に二年間参加し、同会が市民主導で運営され、個々の緑化への意見が直接反映されているのを見て大変嬉しく思いました。今後もこの方法を積極的に取り入れて欲しいものだと思います。今ひとつ気になるのは駅周辺土地区画整理事業と西2条通のプロムナード事業により、駅周辺の緑が減少しており、駅前エリアを重点的に緑の増植を行う必要性を痛感しています。又、この委員会で出た貴重な意見を実際に生かすには市民によるボランティア組織を作り、受け皿作りが急務であり、今後必ず実践して欲しい事の一つです。これが整えば市民の力による全国初の花サミットを帯広で開催することも可能ではないかと考えています。

帯広から全国へ発信し、ゆくゆくはインターナショナルに花と緑の先進国、英国やオランダとも交流してみたいという夢を抱いています。今までこの委員会で得た事を土台に今後も花と緑に関する活動を精力的に続けてゆきたいと思っています。



「えきまえ四季彩広場のイメージ」  
石川哲憲委員より

委員 清原三枝子

まちづくり検討委員会に参加させて頂き「<sup>いま</sup>現在」でものごとを見つめやすい私に「20年」で街と緑を考えると長い「時」を見つめる（考える）「目」と「思考」を学ばせてもらいました。ひとりひとり顔が違うように緑（花）にも「守る緑」、「育てる緑」、「作る緑」、「見つめる緑」、「楽しむ緑」、「使う緑」などいろいろあることも学びました。それぞれの場に合った緑をどう使う（コーディネートする）かで住んでいたい、住んでみたい街になるものと思います。色彩学的にも「緑」は私達の健康に欠かせない色です。（注：生命力を増大させ交感神経に有効など）20年後帯広に住んでいる人達が輝いた笑顔と子どもや弱い立場の人に思いやりを持てるそんな地域になっていることを願っています。

委員 杉田吉弘

皆さんと出会い、2年の歳月があっという間に過ぎ去った気がします。普段緑に関する仕事をしていますが会議の中で新しい意見が幾度もあり、本当に勉強にもなる時間でした。この貴重な時間の中で話し合った事が確実に実行され、子供からお年寄りまで緑豊かで潤いのある帯広市で暮らせる環境ができることを願います。又、しつこいようですが夏の森林浴はあたりまえですが、冬の森林浴をどこで、どのように楽しめるか早めに検討していくべきだと思います。今後、ぜひ同窓会のように皆さんと会い、反省とかそれまでに気づいた事など話ができれば良いなと思います。貴重な時間を頂き有り難う御座いました。

委員 杉山操

一昨年からまちづくり検討委員会に参加させていただき感謝しております。この間、委員の皆様や市の担当者の方からの緑と花に対する熱い思いを肌で感じながら、自分自身の思い入れを改めて深めることができ、貴重な体験になりました。ただ一つ思うことがあります。それは行政や地域一帯となった取り組みと同時に、個人それぞれができる範囲の花と緑の環境づくりを試みる意識づけも大切だということです。暮らしの中でできる緑づくりのマニュアルみたいなものを作成して奨励するというのはいかがでしょうか。植物は、私たち人間と同じように代々に渡って栄えてきた生命であることをつくづくと感じます。そのことを少しでも理解していただく花と緑の学習塾のようなセミナーをもっと充実させてはいかがと思います。

委員 杉山吉昭

私は公募委員として、この策定に参加しました。二年間、前後十一回に亘る策定会議に皆勤することができ、私なりにその責を果たし得たと思っています。公募面接の折、私の年齢を心配して下さった方にも報いることができました。齢七十を過ぎて敢てこの策定に参加したのは、「帯広市にもっと緑を」との思いからでした。緑豊かな生活環境で生活していきたい、次世代へもより豊かな緑を引き継いでいきたい。と言う思いに他なりません。緑づくりは行政と団体や市民が一体となった協働の営みであり、共に汗して実現させていくべき課題だと思います。

委員 竹本泰之

小林・杉山・杉山・石川・清原・杉田・竹本。苗字に自然に関する名前を持つ人達が集まり、緑の帯広について討議してきました。身近すぎて日頃緑に関心を持つ事が少なかったのですが、緑の帯広を考えることはなかなか難しい事であったと思います。独自の木の文化を育ててきた国に育ったのですから、緑の資源を消費するだけではなく、将来に向け、子供達が身近に緑を感じる事の出来る緑豊かな帯広になればいいなと、改めて思いました。



## 緑化審議会

緑化審議会は、緑化の推進に関する重要事項を調査審議する機関です。本審議会は、緑の基本計画の策定に際し、まちづくり検討委員会で検討されている内容や策定された素案をもとに協議、調整を行うなど計画策定に深く関わるとともに、帯広市より本計画の諮問を受け、同計画の答申を行っています。

### 1. 委員の紹介

委員長	丸山純孝		
職務代理者	石原由美子		
委員	秋元紀幸	網倉和弘	夷石行夫
	岩崎美恵子	内田秀雄	北守光子
	合田 修	斉藤 忠	櫻井真由美
	鈴木恵子	鈴木 隆	鈴木隆起
	高橋加寿子	辻 忠治	出口英伍
	長尾寧子	仲俣満枝	中村教雄
	長谷川陽一	堀 五十鈴	吉田 章

(五十音順／敬称略)

### 2. 開催経過（本計画関係分）

	開催日
第 1 回	平成13年10月14日
第 2 回	平成14年 3月22日
第 3 回	平成14年 5月31日
第 4 回	平成15年 2月18日
第 5 回	平成15年 5月 8日
第 6 回	平成15年 6月 4日
第 7 回	平成15年 8月 7日
第 8 回	平成15年 9月 8日





## 用語解説

### [ア行]

#### 運動公園

都市基幹公園の一つ。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、人口規模に応じ、1ヶ所当たり面積を15～75haを標準として配置する。

### [カ行]

#### 街区公園

住区基幹公園の1つ。主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する。

#### 環境緑地保護地区

自然環境保全法に基づく北海道自然環境等保全条例で指定された地区。

帯広市では、帯広農業高校、水光園、帯広神社が指定されている。

#### 近隣公園

住区基幹公園の1つ。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離500mの範囲内で1ヶ所当たり面積2haを標準として配置する。

#### 広域公園

大規模公園の1つ。主としてひとつの市町村を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域なブロック単位ごとに1ヶ所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

### [サ行]

#### 市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街地として積極的に開発・整備する区域。市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされている。

#### 市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

開発行為や建築行為などに厳しい規制が設けられ、市街化を促進する都市施設は設けられないものとされている。

#### 整備・開発及び保全の方針

区域区分の設定された都市計画区域において、都市の発展の動向、人口、産業の将来見通しなどを勘案し、産業活動の利便と居住環境との保全との調和を図りつつ効率的な公共投資を行うことを目的として定める方針。

#### 住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園がこれに該当する。

また、一辺1km、面積100ha、人口10,000人の標準近隣地区に対して整備すべき公園の種類を総称している。

#### 総合公園

都市基幹公園の1つ。都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1ヶ所当たり面積10～50haを標準として配置する。

### [タ行]

#### 第五期帯広市総合計画

平成12年度から平成21年度までを計画期間とする帯広市のまちづくりの基本となる計画。市民生活、福祉、環境、教育、産業、都市整備等様々な分野を網羅する。

#### 地区公園

住区基幹公園の1つ。主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1ヶ所面積4haを標準として配置する。

#### 都市基幹公園

都市公園法による都市公園分類の1つ。主として1つの市町村の区域内に居住するものの安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園。主たる機能から総合公園と運動公園が該当する。

## 都市計画区域

都市計画法に基づく法的な規制が及ぶ土地の範囲で、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の都市計画を策定すべき対象地域をいう。

## 都市計画マスタープラン

住民の価値観の多様性に対応して、個性的で快適なまちづくりのための施策を住民の理解と参加の下に総合的に進めるため、住民に最も身近な自治体である市町村が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地区毎の整備、開発及び保全の方針をよりきめ細かく定めた計画。平成4年の都市計画法の改正により創設。

## 都市公園

都市公園法第2条に規定する①都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの ②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地 ③国が1つの都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園または緑地 ④国が国家的な記念事業として、またはわが国固有の優れた文化的資産の保存および活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園または緑地。公園施設を含む。

## 都市緑地

都市公園法に基づく都市公園の1つ。都市の自然環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地で、1ヶ所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。

## 都市緑地保全法

都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺地等が急速に都市において減少することに鑑み、既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地区」の制度や植栽等による市街地の緑化を推進する「緑地協定」の制度を設け、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。

## [ハ行]

### ポケットパーク

「ベストポケットパーク」の略で、チョッキのポケットほどの公園という意味で、わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。

## 保存樹木

帯広市緑のまちづくり条例で規定する保存樹木に指定した樹木。帯広市の歴史上由緒由来がある、学術的に価値が高いなど、指定基準に満たした樹木が対象となる。はるにれ公園のハルニシなど平成14年度末までに9本が指定されている。

## [マ行]

### 緑の保全地区

帯広市緑のまちづくり条例で規定する緑の保全地区に指定した地区。帯広市の歴史上由緒由来がある、学術的に価値が高いなど、指定基準に満たした樹木が対象となる。平成14年度末までに稲田小学校西側カシワ林の1地区が指定されている。

### 緑のネットワーク

緑が持っている機能・役割をより効果的に引き出すため、緑を網状に張り巡らしつなぐこと。緑のネットワーク化により、良好な環境や動植物の移動空間が確保されるなど潤いのある快適な街並みが形成される。

## [ヤ行]

### 誘致距離

公共施設などの利用者が居住地からその公共施設などを利用する場合に抵抗のない距離をいう。

## [ウ行]

### 緑地協定

都市緑地保全法に基づき、市町村長の認可を受け、土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

### 緑地保全地区

都市緑地保全法に基づき、都市計画に定めることのできる地域地区の1つ。都市における緑地の適正な保全を図ることを目的として指定した地区。

### 緑地

都市公園などの営造物を意味する狭義の「緑地」と、都市公園などの営造物のみならず、社寺境内地などの空地の多い場所、農耕地、山林、河川、湖沼などのオープンスペースまで含める緑地がある。

本計画で取り扱う緑地とは、公開された営造物として管理される施設緑地と、土地利用に関わる法や条例などの適用により担保される地域性緑地としている。

### 緑被率

平面的な緑量を把握する場合に用いられる尺度で、特定の地域、または地区において緑被地の占める割合。本計画では、樹林地、樹木、草地を対象にしている。

### 緑視率

人の視野内に占める緑量を把握する場合に用いられる尺度。平面的な緑量を把握する緑被率とは異なり、塀やフェンス等垂直面に施した緑量も数えられる。

### 緑化協議

帯広市緑のまちづくり条例に基づき、宅地造成等及び工場等の緑化を推進するため、一定の基準に適合する緑化の規模、並びに方法について協議するもの。

## [ワ行]


### ワークショップ

誰もが自由に意見を言いやすいように工夫された形式にとらわれない会議の1種で、創造行為と合意形成に焦点をおいている。近年、住民参加の手法としてよく使われている。



## 改訂履歴

年 月	改 訂 履 歴
平成 20 年 6 月	緑化重点地区指定に伴う、第 7 章の改訂 (鉄南地区、稲田川西地区を候補地から指定地へ変更)



## 緑の基本計画

< 発 行 >

平成15年10月

帯 広 市

緑化環境部公園と花の課

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地

Tel: 0155-24-4111 (代表)

<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp>